

解説 マイナンバー

③

廃棄・削除が義務

第3回は、民間企業で必須となる3つのマイナンバー対応(①個人番号の収集、②個人番号の保管、③帳票への記入と行政機関などへの提出)のうち、②個人番号の保管(安全管理措置)について詳しく解説する。

特定個人情報(個人番号が含まれた個人情報)は、個人番号を記載した書面を行政機関に提出する場合など以外は保管してはならな

い。従って、書面を提出する事務を行う必要がなくなった時点で個人番号を廃棄・削除しなければならない。このように廃棄・削除が義務である点が、個人番号の大きな特徴である。例えば、従業員の個人番号は、退職後、「扶養控除等(異動)申告書」の法定保存期間である7年が経過した時点で、廃棄・削除する必要がある。

中小企業も対象

個人情報保護法は、

5千件以下の個人情報のみを取り扱う企業には適用がなかったが、マイナンバー法は全ての企業に適用がある。従って、これまで個人情報保護法が定める安全管理措置などを講じてこなかった中小企業においても安全管理措置の前提として、①個人

担当者を明確化

まず、安全管理措置

安全管理措置の分類

基本方針の策定
取扱規定などの策定
組織的安全管理措置
人的安全管理措置
物理的安全管理措置
技術的安全管理措置

とが重要であることが求められるとされている。組織的安全管理措置として、一般の企業においては、システムログまたは利用実績の記録や、特定個人情報ファイルの取り扱い状況を確保するための手段の整備などが義務化されている。これに対し、中小規模事業

セキュリティ対策も

物理的安全管理措置

として、さまざまなことが求められる。典型的な例として、①特定個人情報などの記録を保存する、②情報漏えいなどの事象の発生などに備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制などをあらかじめ確認しておく、③責任ある立場の者が、特定個人の座席の配置などを工

安全管理措置が必要に

置を講じる必要があるため、大きな影響がある。ただし、マイナンバー法のガイドラインが定める安全管理措置は、「中小規模事業者」(従業員数が100人)である。例えば、①は基本方針を策定するこ

とが重要であることが求められるとされている。組織的安全管理措置として、一般の企業においては、システムログまたは利用実績の記録や、特定個人情報ファイルの取り扱い状況を確保するための手段の整備などが義務化されている。これに対し、中小規模事業

物理的安全管理措置として、さまざまなことが求められる。典型的な例として、①特定個人情報などの記録を保存する、②情報漏えいなどの事象の発生などに備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制などをあらかじめ確認しておく、③責任ある立場の者が、特定個人の座席の配置などを工